

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和元年5月9日(木) 午前10時～正午
御所西京都平安ホテル 羽衣の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書について

4 閉 会

配付資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、傍聴要領
- 資料3 諮問文
- 資料4 調査地域市町長回答
- 資料5 質問事項に対する事業者見解
- 資料6 条例手続きの流れ、(仮称)太鼓山ウインドファーム方法書の概要
- 資料7 答申素案
- 資料8 委員意見、市町意見まとめ

机上資料

- ・(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書
- ・(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書要約書
- ・京都府環境影響評価条例例規集
- ・京都府環境影響評価条例リーフレット

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野		
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境	大気質	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動	
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授	水環境	悪臭、廃棄物	
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授	地質・土壌環境	水質、地盤沈下、土壌汚染	
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	その他の環境要素	環境地盤工学	
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境	
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫	
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類	
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物	
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物		
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系		
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観		
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財		
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続		

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあつては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますのので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

- 傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
 - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
 - (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
 - (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。



1 環管第87号
平成31年3月29日

京都府環境影響評価専門委員会 委員長 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書
について(諮問)

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第9条の規定により、下記の者から風力発電所の設置に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の提出がありました。

つきましては、当該方法書の内容について、条例第13条第1項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

株式会社市民風力発電 代表取締役 鈴木 亨

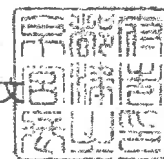
(諮問理由)

条例第13条第1項において、「知事は、方法書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第9条の規定により株式会社市民風力発電から提出のあった環境影響評価方法書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。

宮市第26号
平成31年4月10日

京都府知事 西脇 隆俊 様

宮津市長 城 崎 雅



京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

平成31年3月11日付1環管第56号で照会のありました上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 周辺の地域住民への騒音、振動、低周波音等の公害について、また、動植物等の自然環境の保全について十分配慮いただきたい。
- 2 その他、住民とのトラブルが生じた場合、適切に対応いただきたい。



1 生環第 95 号

平成 31 年 4 月 10 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京丹後市長 三崎 政直



京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

平成 31 年 3 月 11 日付け 1 環管第 56 号で照会のありました「(仮称) 太鼓山ウインド
ファーム環境影響評価方法書」に対する標記の件について、別紙のとおり回答します。

「(仮称) 太鼓山ウインドファーム環境影響評価方法書」
に対する市長意見

1. 全般的事項

風力発電設備の大型化に伴う周辺環境への影響が懸念されることから、環境影響評価法の対象となる総出力 7,500kW を超えない規模の範囲内で、風力発電設備の配置等を検討すること。

万一超える場合は、経済性のみを優先するのではなく、環境や社会との共生が確実に図れる持続可能な事業計画とすること。

2. 風車の影

事業実施区域の周囲 1 km の範囲には、人と自然との触れ合いの活動の場としての「森林公園スイス村」の関連施設が点在しており、供用時における風車の影によるこれら施設への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の活動特性（空間特性の改変）の変化を極力回避し、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

31住第96号
平成31年4月11日

京都府知事 西脇 隆俊 様

伊根町長 吉本 秀樹

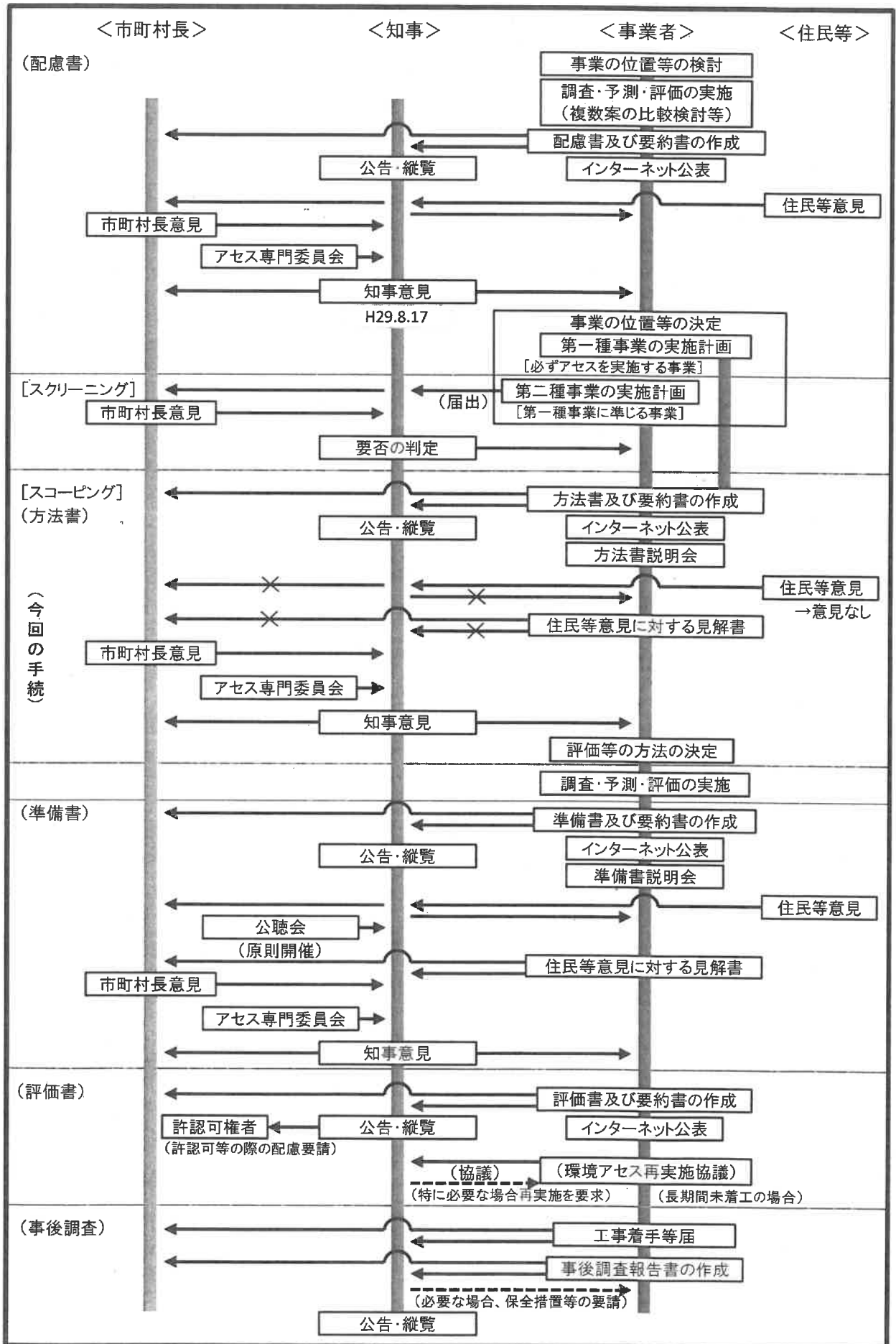
京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

平成31年3月11日付1環管第56号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答
します。

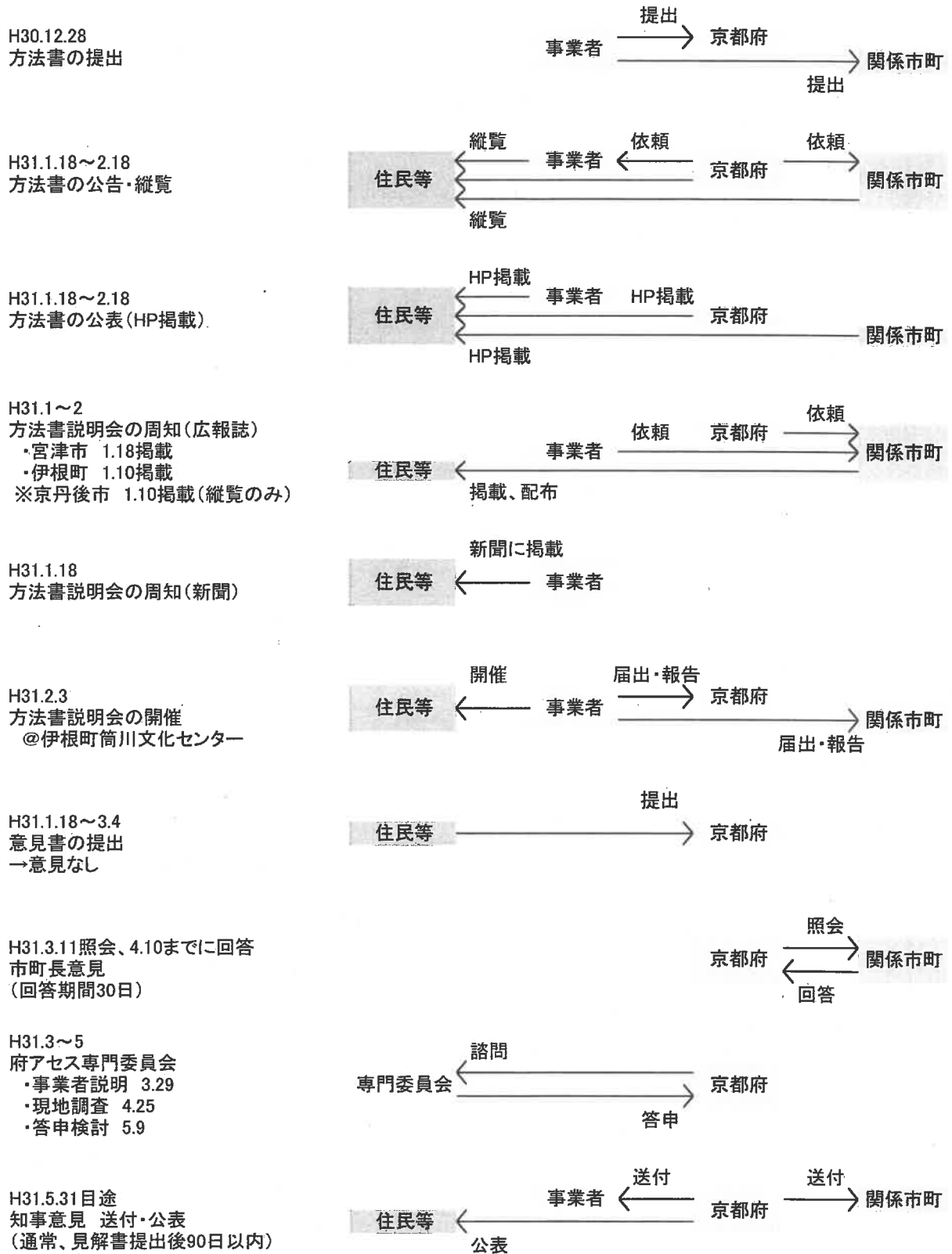
記

1. 事業の実施による生活及び自然環境への影響が回避及び低減されるよう環境影響評価方法書で示した調査、予測及び評価を適正に実施し、環境の保全及び創造のための措置に努めてください。
2. 本事業においては、造成済みの土地を利用する計画ではあるものの、動植物、生態系に影響を与える可能性が示されていることから、長期的な視点で十分な把握及び評価を行い、回避または低減するための必要な保全措置を実施してください。

京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ



(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書手続の流れ



(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書の概要

事業者	名称 株式会社市民風力発電 代表者 代表取締役 鈴木 亨 所在地 札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地 JR タワーオフィス プラザさっぽろ 20 階								
対象事業の内容	名称 (仮称) 太鼓山ウインドファーム 種類 風力発電所の設置の工事業 規模 最大出力 7,490kW (出力 2,000~3,200kW の風車を 3~4 基設置。ただし、各風車の合計出力が 7,490kW を超える場合は、連系点で 7,490kW を超えないよう出力制御を行う。) (参考) 環境影響評価条例施行規則 別表第一 (抜粋) <table border="1" data-bbox="454 779 1426 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 779 826 824">事業の種類</th> <th data-bbox="833 779 1134 824">第一種事業の要件</th> <th data-bbox="1141 779 1426 824">第二種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 833 826 1003">5 電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</td> <td data-bbox="833 833 1134 1003">(7) 出力が 1,500 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業</td> <td data-bbox="1141 833 1426 1003" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>			事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	5 電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	(7) 出力が 1,500 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	/
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件							
5 電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	(7) 出力が 1,500 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	/							
対象事業実施区域	与謝郡伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか								
環境影響評価を実施しようとする地域	対象事業実施区域及びその周囲 9 km の範囲 (含まれる市町村：宮津市、京丹後市、伊根町) ※周囲 9 km：最も範囲が広い項目である景観の調査対象範囲								
事業者が選定した評価項目	工事の実施	工事用資材等の搬出入	騒音、人と自然との触れ合いの活動の場						
		建設機械の稼働	人と自然との触れ合いの活動の場						
		造成等の施工	水の濁り、動物、植物、景観、産業廃棄物、残土						
	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	風車の影、動物、植物、景観						
		施設の稼働	騒音、超低周波音、風車の影、動物、人と自然との触れ合いの活動の場						

(案)

令和元年 5 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書に
ついて(答申)

平成 31 年 3 月 29 日付け 1 環管第 87 号で諮問のことについて、別紙のとおり答
申します。

1 別紙

2

3 本事業は、京丹後市及び伊根町に位置する太鼓山周辺において、京都府が設
4 置及び供用し、2021年に設計耐用年限を迎える太鼓山風力発電所（最大出力
5 2,250kW（750kW×3基））が撤去された後に、株式会社市民風力発電が出力最
6 大7,490kWの風力発電所を設置するものである。

7 本方法書においては、風力発電機の設置範囲を配慮書手続時よりも限定した
8 上で、最も環境影響が大きくなると想定される風力発電設備の配置及び規模等
9 （以下「配置等」という。）を設定し、環境影響評価項目並びに調査、予測及
10 び評価（以下「調査等」という。）の手法が記載されている。

11 今後の手続に当たっては、以下の事項に留意するべきである。

12

13 1 全般的事項

14 ○ 準備書において環境影響評価の結果及び当該結果を踏まえた環境保全措
15 置を具体的に示すことができるよう、風力発電設備の配置等を決定し、準
16 備書に記載すること。

17 ○ 風力発電設備の配置等の決定に当たっては、可能な限り、近年の気候変
18 動を踏まえ長期的な過去の気象観測記録や将来の予測等を考慮するととも
19 に、風力発電設備の設置及び供用による環境影響を回避又は低減するよう
20 努めること。

21 ○ 今後、風力発電設備の配置等の決定や現地調査の実施等により、新たな
22 環境影響のおそれが明らかになった場合は、必要に応じて、地域住民の意
23 見を聴き、環境影響評価項目及び調査等の手法を追加又は見直した上で、
24 適切に調査等を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。また、その
25 内容を準備書に記載すること。

26

27 2 個別事項

28 (1) 騒音の影響

29 ○ 施設の稼働による騒音は、雪や地表面温度の低下等、気象条件により異
30 なると考えられるため、様々な気象条件を考慮して適切に調査等を実施し、
31 必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

32 (2) 風車の影による影響

33 ○ 対象事業実施区域の近傍には「森林公園スイス村」の施設が点在してお
34 り、風力発電機の影による影響が懸念されるため、必要に応じて調査等を

35 実施し、適切な風力発電設備の配置等及び環境保全措置を検討すること。

36 **(3) 動物・植物・生態系に対する影響**

37 ○ 対象事業実施区域は、海から飛来する鳥の渡り経路になっている可能性
38 があることから、風力発電機へのバードストライクの可能性とその影響に
39 ついて、適切に調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討
40 すること。

41 ○ 対象事業実施区域及びその近傍には、希少種を含めた多数の動植物が生
42 息・生育しているため、本事業の実施による動植物及びその生息地・生育
43 地に対する影響を可能な限り回避又は低減するよう、風力発電設備の配置
44 等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。

45 **(4) 景観に対する影響**

46 ○ 景観に係る調査地点である慈眼寺を含む「伊根町伊根浦伝統的建造物保
47 存地区」の一部地域においては、本事業の実施により風力発電機の視認が
48 可能になると想定されるため、同調査地点を始めとした眺望点からの眺望
49 景観及び同保存地区自体の景観に対する風力発電機の影響について、必要
50 に応じて調査・予測地点を追加する等、適切に調査等を実施するとともに、
51 可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、適切な風力発電機の配置等
52 及び必要な環境保全措置を検討すること。

53 **(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響**

54 ○ 対象事業実施区域近傍に点在する「森林公園スイス村」の施設に対して
55 は、風力発電機の影や稼働騒音等、複数の環境影響評価項目に係る影響が
56 懸念されるため、同項目ごとに係る影響を個別に評価するだけでなく、
57 「森林公園スイス村」の各活動特性に対する全ての影響を総括的に評価・
58 整理するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、必要に
59 応じて適切な環境保全措置を検討すること。

